

1. 池田市歴史文化基本構想の策定にあたって

1-1. 構想策定の背景・目的

池田市の歴史は、伊居太神社参道遺跡などから小型ナイフ形石器、尖頭器といった石器が採集されたことから、旧石器時代に遡ることが分かっている。古墳時代には、4世紀後半頃に娛三堂古墳・池田茶臼山古墳などが造られ、大和を中心とした政治的なまとまりのなかに組み込まれていったと考えられる。このように、古い時代から人びとが居住した痕跡を有する池田市では、古墳をはじめとする遺跡や古文書など、多くの文化財が今日まで受け継がれている。また、応神天皇の頃、大陸から呉織・穴織の2人の女性がこの地に渡り、機織の技術を伝えたという伝承が残っており、市内には、クレハトリ・アヤハトリを乗せた船が着いたところとされる「伝承 唐船が淵」、糸を染めた井戸とされる「染殿井」など、このクレハトリ・アヤハトリ伝承ゆかりの旧跡が各所に残されているほか、市章もこの伝承をもとにつくられており、池田市の文化の形成に深く関与している。

指定文化財についてみると、久安寺楼門や五社神社十三重塔、逸翁美術館の豊臣秀吉像画稿をはじめとする国指定重要文化財が19件、稲東家住宅や河村商店（旧加島銀行池田支店）などの5か所の国登録有形文化財がある。大阪府指定文化財では、「がんがら火」として親しまれている池田五月山の愛宕火、大広寺本堂など7件が指定され、池田市指定文化財では常福寺木造千手観音立像をはじめとする56件の文化財がある。

一方、指定文化財ではないが、電鉄会社による日本初の本格的な郊外分譲住宅開発地で月賦制を導入した室町住宅、日本四大産地の一つに数えられる細河植木畑の文化的景観、酒どころ池田を象徴する酒蔵とそのまち並み、先駆的な電気自動車の開発、そして、インスタントラーメン発祥の地としてインスタントラーメンに関わる各種取り組みが行われている。

しかし、近代以降、酒造業者の減少や近世から続くまち並みの変貌、少子高齢化による祭礼の担い手の減少など、池田の歴史文化^{*1}は大きな曲がり角に直面している。

池田市では、市民を中心としたまちづくりを展開すべく、第6次総合計画では、めざすまちの将来像を『私』が創る『地域』と育てる誇りに思えるまち」として、「豊かな自然を守り、遊ぶ 歴史に学び、集う にぎわいが人と人をつなぎ、豊かで美しい心が育まれるまち」を将来都市像としている。このため、池田市の歴史文化遺産^{*2}を保存・活用するとともに、文化財等の調査や研究についての一定の成果や蓄積をもとに、市民の歴史文化に対する意識の高まりを醸成することが必要となっている。

従って、池田市における歴史文化を活かしたまちづくりは、これまでの取り組みの成果をもとに歴史文化を市のまちづくりの基盤として位置付け、国内外の人びとに「訪りたい」と思われる環境づくり、また、地域への誇りや愛着を育むことにより、「住みたい」「住み続けたい」と思われる魅力的な居住環境づくりへと発展させていく第二段階に入っているといえる。

そして、歴史文化を活かしたまちづくりをより一層効果的に進め、地域づくりへと発展していくためには、市民をはじめ、専門家や行政、関係する企業等を含めた多様な主体が協働して取り組みを展開するための目標や方針の共有を図ること、また、取り組みを後押しする仕組みを整えていくことが求められている。

このような背景を踏まえ、池田市の歴史文化の魅力を高め、いきいきとした地域づくりへと展開していくことを目的として、歴史文化遺産を総合的に保存活用するためのマスタープランとなる「池田市歴史文化基本構想」を策定する。

*1、*2は5頁「用語の定義」参照

1-2. 構想の位置づけ

池田市では、平成 22 年（2010）9 月に「第 6 次池田市総合計画」を策定している。さらに、総合計画の実施計画である「第 2 期実施計画」（計画期間：平成 27～30 年度）を平成 26 年度（2014）に策定した。本実施計画では、まちづくり戦略として、「にぎわいと活力あふれるまち」、「みんなが健康でいきいきと暮らせるまち」、「人、環境にやさしい安全・安心なまち」、「みんなで作る分権で躍進するまち」、「豊かな心を育む教育と文化のまち」の 5 つの戦略のもとに、まちづくりを推進していくこととしている。さらに、同実施計画では、「豊かな心を育む教育と文化のまち」のなかで、「まちのミュージアム化の推進」を掲げ、ふるさとの文化の保護・醸成を進める方策として市史編纂事業の推進や、歴史民俗資料館の充実があげられている。また、古文書・歴史資料調査事業、文化財公開展開催事業などを実施しており、市民一人ひとりが歴史文化を支える担い手となって、歴史文化の振興を図っていくことが重要である。

本構想は、こうした上位計画や関連計画の目標・柱に基づき、池田市における歴史文化遺産を総合的に保全活用するためのマスタープランとして策定し、さらに日本遺産認定に向けた取り組みなど、歴史文化遺産の積極的な保全活用を推進することを目的としている。

「歴史文化基本構想」は、平成 19 年（2007）10 月の「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」において提唱された新たな概念に基づく構想である。平成 23 年（2011）に全国 20 地区において歴史文化基本構想がモデル的に策定された後、全国各都市で策定の取り組みが始められている。

池田市においても、平成 28 年度（2016）に「歴史文化基本構想」を策定し、豊かな歴史文化が受け継がれ、生活やまちづくりの基盤として欠くことのできない重要な役割を果たしていることを改めて明確にした。従って、自然環境の保全や商工業の活性化、観光振興、地域間交流や生涯学習など、各分野の施策の推進にあたっては、歴史文化との関係を考慮することが不可欠であり、本構想はこれらの施策の効果的な推進を後押しする役割を担う構想としても位置づけるものである。

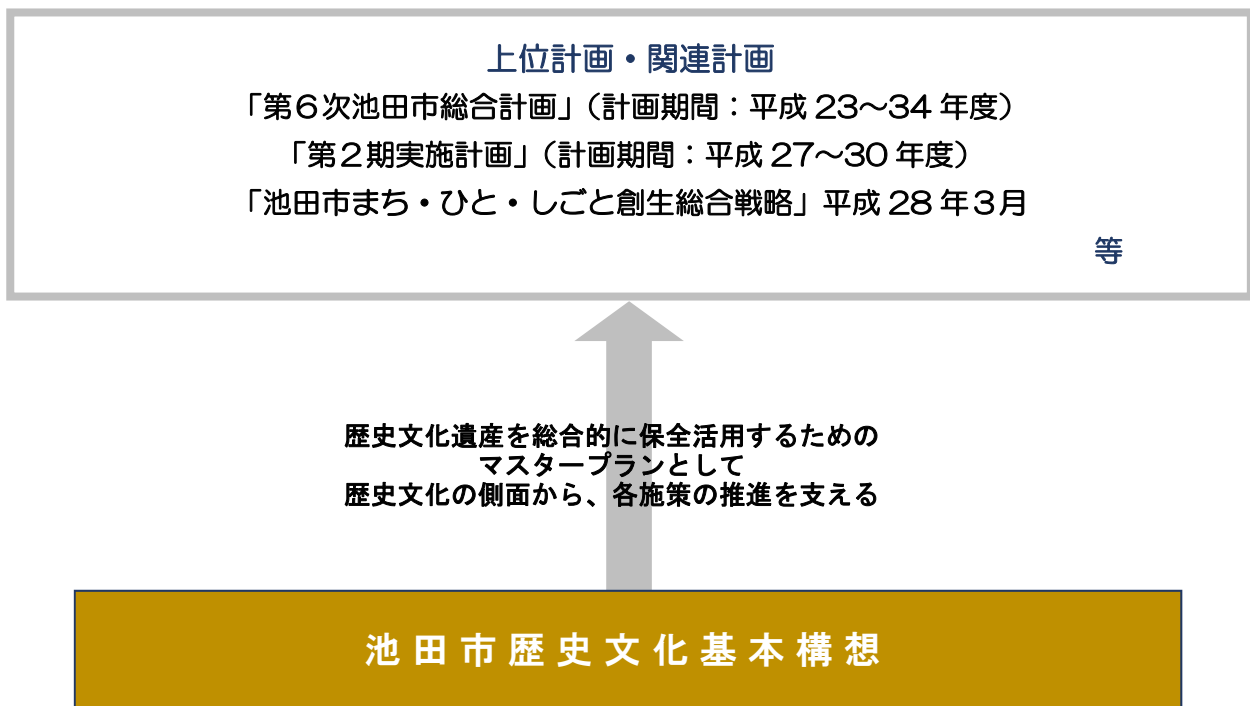


図 1-1 池田市歴史文化基本構想の位置づけ

1-3. 策定体制及び経緯

平成 28 年度（2016）、池田市に所在する多様な分野の歴史文化遺産の特徴を的確に把握するとともに、市民が共感できる構想としてとりまとめるため、学識経験者、各種団体の代表者、行政関係者等で構成する「池田市文化財保護審議会 池田市歴史文化基本構想専門部会」（表 1-1）を設置して検討を行った。

平成 28 年（2016）12 月 26 日の第 1 回を皮切りに、平成 29 年（2017）1 月 23 日に第 2 回を開催して「池田市歴史文化基本構想（案）」の承認を得た。

構想策定の過程において、市民に構想内容等の周知を図るため、平成 28 年（2016）12 月 28 日から平成 29 年（2017）1 月 18 日にかけてパブリックコメントを実施し、市民の意見を反映したうえで、「池田市歴史文化基本構想」を策定した。



写真 1-1 池田市文化財保護審議会
池田市歴史文化基本構想専門部会

表 1-1 池田市文化財保護審議会 池田市歴史文化基本構想専門部会

区分・専門		氏名	所属・役職	備考
池田市文化財保護審議会	民俗学・近代史	室田卓雄	元流通科学大学非常勤講師	会長
	金石文	印藤和寛	大阪青山大学非常勤講師	副会長
	建築史・修景	吉田高子	元近畿大学教授	
	仏教美術史	吉原忠雄	元大阪大谷大学教授	
	美術史	仙海義之	逸翁美術館学芸課長	
	考古学	橘高和明	元石橋中学校校長	
	郷土史	清基英昭	弘誓寺住職	
各種団体	環境	藤田祥子	池田市環境審議会会長	H28 年度
	教育	井殿恵二	元石橋南小学校校長	H29 年度
	観光	岡本尚子	不死王閼女将	
	文化財所有者	津田信幸	八坂神社宮司	
行政関係者		小林勝明	池田市都市建設部次長 兼まちづくり・交通課課長	H28 年度
		脇尾真次	池田市都市建設部まちづくり・交通課課長	H29 年度
		高木勝治	池田市市民生活部次長 兼空港・観光課課長	H28 年度
		中田雅夫	池田市市民生活部にぎわい戦略室室長 兼空港・観光課課長	H29 年度
		北脇悦子	池田市環境部環境政策課課長	
		田中万里子	池田市教育委員会教育部 歴史民俗資料館館長	
事務局		池田市教育委員会教育部生涯学習推進課		

引き続き、平成 29 年度（2017）には、構想に「歴史文化保存活用区域の設定と保存活用計画の基本方針」を加えて内容の充実を図るため、平成 29 年（2017）5 月 30 日に第 1 回目の「池田市文化財保護審議会 池田市歴史文化基本構想専門部会」を開催したうえで、同 6～8 月にかけて、文化財所有者、市民などに対するアンケートや、地域コミュニティ推進協議会へのヒアリング調査を実施。それらの結果を反映させながら、第 2 回を同 10 月 17 日に、第 3 回を同 12 月 12 日に行い、検討修正を重ねた。

また、平成 30 年（2018）2 月 21 日から同 3 月 14 日にかけてパブリックコメントを実施した。同 3 月 28 日に第 4 回目の部会を開催し、承認を得、平成 30 年（2018）4 月に改めて「歴史文化保存活用区域の設定と保存活用計画の基本方針」を加えた現行の「池田市歴史文化基本構想」を策定した。

1-4. 用語の定義（「文化財」と「歴史文化」・「歴史文化遺産」）

「文化財保護法」の定義する「文化財」とは第2条において、「一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）」、「二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）」、「三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）」、「四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）」、「五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）」、「六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）」をいう。

一方、近年、地域の歴史や文化の価値が再認識されるなかで、地域の人びとの暮らしと深く関わり、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産の価値が見直されてきている。これらの歴史的・文化的・自然的遺産の価値は、地域の人びとの暮らしとの関わりを通じて形成されてきた、相互の関係性や周辺環境との関係性などにより醸し出されるものであるため、分野別・個別物件別の価値の上に成り立つこれまでの「文化財」の概念では規定することが難しいものである。

そこで、本構想では、先人によって生まれ、現代に伝えられた知恵・経験・活動の成果及びその総体を「歴史文化」とし、その構成要素として多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産（一体となって価値を形成する周辺環境を含む）を「歴史文化遺産」とする。

つまり、「歴史文化」とは、「歴史文化遺産」である建造物や自然などの「もの」、祭りや行事、^{せいぎょう}生業、食文化、取り組みなどの「こと」、史実や説話・伝承などの「きおく」の3つの要素の、相互の関係の総体であると定義づける。

従って、池田市歴史文化基本構想では、「歴史文化」ならびに「歴史文化遺産」は、地域の歴史や文化の基底をなし、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、先人の営みを今に伝えるものとして、市民が未来へ向かって歩みを踏み出す時の道しるべとなるものとする。